

〈要約〉

会社法制の見直しに関する一考察 — 「会社法制の見直しに関する要綱案」を中心として—

A Study concerning the Improvement of the Corporate Law system

松岡弘樹
Hiroki Matsuoka

2006年の平成17年の会社法の創設は、商法の抜本的改正という課題に対して一定の回答を出したものであり、一つの完結した作品であったと言えるが、会社法の創設以後、特に、近時の企業不祥事をきっかけとして、社外取締役の機能の活用等の、取締役に関する監督の在り方の議論が高まった。また、親子会社に関する規律の整備に関しても、会社法制定以前から指摘されてきた課題であり、会社法の各規定に関しても、実務上会社法の制定時には想定していなかった事態が生じ、各制度間の整合性等を検討する必要性が生じてきた。これらを反映して、再度、会社法制の大幅な見直しに関する議論が高まった。

2009年7月の、民主党のプロジェクトチームによる公開会社法制定案の公表をはじめとして、2010年2月には当時の千葉法務大臣による法制審議会への「会社法制の見直しについて」の諮問がなされ、同年4月より法制審議会会社法制部会において、会社法制の見直しについての審議が進められ、最終的に、審議の結果が、2012年8月1日に、「会社法制の見直しに関する要綱案」として公表された。これらの会社法制の見直しは、会社法の創設以来の大幅な見直しであることから、これらの見直しが現実化した場合、グローバル化がますます進展する中で、世界的に激しい競争を繰り広げている上場会社を始めとした我国の会社制度のあり方に大きな影響を及ぼすことになるものと思われる。

近時の会社法制の見直しに関しては、過去、法制審議会での審議の段階での考察を試みたが、本稿では、要綱案がとりまとめられたのを機に、要綱案の内容を概観すると共に、今後の会社法制の見直しの方向性を考察するものとする。